

2 評価項目

調査、予測及び評価の対象とする項目は、愛媛県環境基本条例で「環境保全施策」の対象とされる次の環境要素である。

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質 地下水	騒音 地盤	振動 土壤	悪臭 地形・地質	水質 など
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	植物	生態系	など	
人と自然との豊かな触れ合い及び地域の歴史的文化的特性の保全	景観 文化財	など	人と自然との触れ合い活動の場		
環境への負荷	廃棄物等	温室効果ガス等	など		

3 環境影響評価の手続

環境影響評価手続の全体の流れは、次のとおりである（表1－2参照）。

- (1) 事業者は、環境影響評価の項目及び方法を記載した環境影響評価方法書を作成し、知事及び関係市町村長に提出する。
- (2) 事業者は、方法書を作成した旨等を公告するとともに、だれでも見ることができるよう事業者の事務所や関係市町村などにおいて1箇月間縦覧する。
- (3) 方法書について意見のある者は、事業者に意見書を提出することができる。
- (4) 知事は、関係市町村長及び愛媛県環境影響評価審査会の意見を聴いた上で、方法書について事業者に意見書を提出する。
- (5) 事業者は、環境影響評価（調査・予測・評価・環境保全措置）の結果をまとめた環境影響評価準備書を作成し、知事及び関係市町村長に提出する。
- (6) 事業者は、準備書を作成した旨等を公告するとともに、だれでも見ることができるよう事業者の事務所や関係市町村などにおいて1箇月間縦覧する。
- (7) 事業者は、準備書の内容について周知するため、関係地域内において説明会を開催する。
- (8) 準備書について意見のある者は、事業者に意見書を提出することができる。
- (9) 知事は、必要に応じて直接住民の意見を聞くため、公聴会を開催することができる。
- (10) 知事は、市町村長及び愛媛県環境影響評価審査会の意見を聴いた上で、準備書について事業者に意見書を提出する。
- (11) 事業者は、意見書を考慮して、環境影響評価書を作成し、知事及び関係市町村長に提出する。
- (12) 事業者は、評価書を作成した旨等を公告するとともに、1箇月間縦覧する。
なお、評価書を公告するまでは、対象事業の実施が制限されている。
- (13) 環境影響評価の結果については、対象事業の許認可等の審査、補助金の交付決定などに反映するほか、当該許認可権利者等に配慮要請を行う。
- (14) 事業者は、工事の実施中又は完了後において、事後調査の結果をまとめた事後調査報告書を作成し、知事及び関係市町村長に提出する。
- (15) 事業者は、事後調査報告書を作成した旨等を公告するとともに、1箇月間縦覧する。
- (16) 知事は、関係市町村長及び愛媛県環境影響評価審査会の意見を聴いた上で、必要に応じ事業者に環境保全のための措置を要求する。

表1-2 愛媛県環境影響評価条例の手続

